

2019年10月 日

各市町村長様
各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

低所得者の保険料基準額に対する割合を、以下のとおり軽減しています。

第1段階 0.5 から 0.375 第2段階 0.75 から 0.625 第3段階
0.75 から 0.725

今後、令和元年度中に政令改正が行われ、以下のとおり軽減強化される予定です。

第1段階 0.5 から 0.3 第2段階 0.75 から 0.5 第3段階 0.75 から 0.7 に軽減

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

高齢者への訪問介護サービスの利用料軽減について、平成17年度から国の制度は廃止されましたが、市単独の制度として低所得の方には、訪問介護等に係る利用者負担額の50%相当額を助成しています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】

市窓口では、「シルバーガイドブック」を用意し、介護保険利用に関する案内を行っています。相談の内容に応じて、要介護認定申請の案内に繋げています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】

平成30年10月より、要介護の方で訪問介護の生活援助中心型サービスの回数が多い場合、居宅サービス計画の届出が制度化されました。利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から実施するもので、回数制限を行うものではありません。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

第7期介護保険事業計画に基づき、令和元年度に小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を整備します。また、県の計画に基づき、特別養護老人ホーム1施設及び混合型特定施設入居者生活介護1施設が整備されます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】

特別養護老人ホームの特例入所は、他サービスでは対応できない等のやむを得な

い事由に応じて、あくまで特例的に認められるものであることから、現在積極的に広報を行う予定はありません。また、同様の理由により、希望者が必ず入所できるものではありません。

★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】

総合事業は、各市町村がその自治体に合わせたサービスを実施しています。サービス開始前には、利用者の状態をケアマネジメントしていますが、不可逆性の疾患を有する方やサービスの継続利用が必要な方等は現行相当サービスを継続して利用しています。今後とも、必要なサービスを利用できるよう努めています。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】

平成30年より保険者機能強化推進交付金が交付されました。住民が住み慣れた場所で元気に住み続けられるよう交付金を活用していきます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】

サロン活動に対し、社会福祉協議会からの補助金があります。毎年サロンと認知症カフェが増加し、高齢者の集いの場は増えている状況です。今後とも、高齢者が気軽に集まれる場が増えるように支援していきます。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】

一般介護予防事業については、運動教室の実施、住民組織に対して講師の派遣、住民が講師となって教室を開催、介護予防講演会を実施しています。講師を派遣する運動教室では、教室終了後自主組織となり、住民同士で体操を行ったり集まったりし、市独自の事業から広がっています。サロンを含め、介護予防の場が拡大できるよう、今後も努めています。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度は既に実施しています。高額介護サービス費は、利用者個人や世帯全体の費用負担状況を把握した上で審査する必要がある為、受領委任払い制度を実施する予定はありません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】

介護人材の確保につきまして、国や県の施策について周知を図ってまいります。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】

介護職員の処遇改善については、令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算が導入され、更なる処遇改善が図られているところです。今後も国や県の施策について周知を図ってまいります。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

従業員の勤務条件に関しては、労働基準法その他の関係法令を遵守し、必要に応じて労働基準監督署などからの指導を受けるよう周知いたします。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

障害者控除の対象は、要介護1以上の方を対象とし、要支援2も条件により対象とされています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害者控除対象者には、毎年1月末に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】

各市町村は、県が算出する納付金を県へ納める必要があることから、基金繰入金等を活用した激変緩和策を十分考慮しつつ、保険税収納必要額を満たす保険税率を設定します。

なお、一般会計からの法定外繰入の増額については、愛知県国民健康保険運営方針に基づき、解消・削減を進めていく方向性であるため、実施は困難な状況です。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】

平成30年度からの県単位化により、保険税の平準化が望ましいとの考え方もあることから、県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】

厳しい財政状況である中、新たな財源が必要となるため、県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

江南市においては、納付相談、納付指導等による納付を重視・推進しているため、現在、資格証明書は発行していません。継続して分納している世帯に対しては、要綱等の基準により、正規の保険証または短期保険証を交付しています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

差押えを行う際には、地方税法等の規定に基づき、差押禁止財産を除いて適正に滞納処分を実施しています。また、滞納整理においては、納税相談があれば聴き取りによりその実情をよく汲み取るように心がけ、納税の猶予についても対象となれば適用しています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

生活保護基準の収入の1.3倍以下の世帯を対象としており、活用しやすい基準です。制度の内容については、広報や市ホームページなどで、引き続き周知を図っていきます。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】

高額療養費の支給に該当する方には通知書を送付しており、個別に申請のご案内をしています。高額療養費の支給申請手続の簡素化については、県を中心に取扱い基準（実施方法）についての検討が進められていることから、その結果を踏まえて、慎重に検討していきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押を行う際には地方税法等の規定に基づき、差押禁止財産を除いて適正に滞納処分を実施しております。また、滞納整理においては、納税相談があれば聴き取りによりその実情をよくみ取るように心がけ、納税の猶予についても、対象となれば適用しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護の相談にあたっては、相談者のプライバシーや尊厳の保持のため、相談室を活用し、面接相談を行っており、その事情を客観的な立場において把握し、公平な適用がなされるよう法の主旨や制度内容を十分に説明しています。そのうえで、保護が必要な人については、権利を侵害することなく、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

ケースワークに従事する職員については、被保護者の生活の維持向上と自立の助長が適切に図られるよう質及び量の両面において、社会福祉法が定める標準数に基づき配置するよう努力しています。また、それぞれの職員が実施機関の一員であることを自覚し、果たすべき職責を明確に把握するとともに、相互に研究し、関係機関の実施する研修に積極的に参加しています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】

事務上のミスにより過誤払いされてしまった生活保護費については制度による決定以上に支払われたものであることから、返還すべき金銭を保有している状態であれば一括による返還を依頼することとなります。すでに費消してしまった、長期間の誤認定により高額となってしまった、等の場合については本人とも相談し生活状況を鑑みるなど実情にあった返還方法を検討しています。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】

厚生労働省の定める運営方針に基づき実施しています。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】

江南市単独での助成は困難です。

冷房器具の購入費用の認定につきましては、厚生労働省の定める運営方針に基づき実施しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県制度の動向を注視し、市民の方や市の負担増とならないよう持続可能な制度を検討していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

通院医療費については未就学児、入院医療費については中学生までが愛知県の補助対象ですが、江南市においては、平成28年4月診療分から、通院医療費についても中学生まで助成対象を拡大したところであり、市単独事業の実施は困難な状況です。また、入院時食事療養の標準負担額の助成においても、持続可能な福祉医療制度を維持する必要があることから、実施は困難です。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病氣にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

平成27年4月から精神障害者医療費助成の対象を拡大し、一般の病氣も対象としています。自立支援対象者は、指定病院(精神疾患)に限り、医療費助成の対象となっています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】

市では、妊婦健康診査費用を助成する健康診査受診票や妊産婦歯科健康診査を助成する受診票を配布しています。妊産婦医療費(全ての)助成は、新たな財源が必要となるため、実施は困難です。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】

江南市単独での貧困率の調査の予定はありません。平成29年12月に愛知県が実施した「愛知こども調査」の結果を分析し、調査研究していきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】

当市では、母子・父子自立支援員を中心とし、ひとり親世帯の自立に向けた生活相談や子育ての相談、就業に関する相談など総合的な相談業務を実施しています。その中で、ひとり親世帯の自立に向けた支援策とし、職業能力の向上と求職活動の促進を図ることを目的として、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業を実施しております。

また、ひとり親世帯等が、修学等の自立に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助のサービスが必要な場合や、ひとり親家庭になって間がないなどの生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その家庭に対して家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】

江南市では、平成25年度当初の生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象としています。また、年度途中でも申請の受付をしていることも含め、就学援助制度について周知徹底することに努めています。入学準備金の支給については、平成30年度入学者より新学期開始前に支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもやひとり親世帯の子どもに対し、学

習支援を中心とした居場所の提供や生活習慣の改善を支援することにつきましては、世代を超えた貧困の連鎖の防止と解消という観点で、重要な事業であると認識しております。こども政策課や教育課との連携など、引き続きより一層効果的・効率的な実施方法を調査していきます。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】

学校給食法第11条第2項に「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。」と規定されており、また、給食費の無償化または一部補助の実施には、財政上大きな経常的負担が必要であることから、現時点で無償化を行う予定はありませんが、一部の自治体では公費負担を実施していますので、その情報収集に努めてまいりたいと考えています。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】

施設面において園児の受け入れを増やすことは可能であり、今後の人口減少が見込まれる中、現状では認可保育所を増設する予定はありません。

保育士不足は、当市においても逼迫した課題でありますので、園児数の推計に基づき、必要保育士数を把握したうえで、計画的に有資格の正規保育士の雇用増加を行い、保育士の確保に努めているところであります。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】

江南市内における認可外保育施設は愛知県の管轄となり、愛知県が主体的に実地指導にあたっております。

県の監査実地園については基準を上回る見込ですが、特定の園においては、保育資格のない者による保育施設であるため、支援は難しいものと考えます。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

幼児教育・保育の無償化による影響が現段階では明らかになっておらず、市単独事業として給食費を無償化する予定はありませんが、今後の財政措置状況を見極めたう

えで、子育て支援施策を検討していきます。

なお、国の減免制度により、無償化前の保育料を上回るような世帯はありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

地域生活への移行を進めるため、グループホーム等を実施するサービス事業所の参入を働きかけ、施設整備の支援に努めます。また、グループホームにおける強度行動障害や重症心身障害者への受け入れ、各通所施設における土・日曜日のサービス提供については、各事業所へ対応を求めていきます。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】

障害福祉サービスの支給量については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条の規定に基づき、市町村が決定することとなっていますが、市が定める支給決定基準に基づき、適切な支給量を支給決定していると考えています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

国の指針に従い、現在のところ、障害者・児に対する、通学・通学・通所・通勤や、通年かつ長期にわたる場合、入所施設の入所者については利用できませんが、今後検討すべき課題として認識しています。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】

入院時のヘルパー派遣については、平成30年4月より重度訪問介護にて一部利用出来るように国により制度が改正されました。それ以外のサービスにおいては、現時点では利用できません。この点については、今後検討すべき課題として認識しています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービス

が利用できるようにしてください。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定に基づき、原則、介護保険法による介護給付を優先しますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしていません。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

障害福祉サービスを受給中に65歳以上に到達したが、介護保険サービスを受給していない方に対しては、介護保険サービスの利用申請を行っていただくよう引き続きお願いをいたしますが、現在と同様、介護保険が利用できるまでは障害福祉サービスを提供します。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】

高齢障害者の利用負担軽減制度等については、窓口業務において引き続き適切な説明に努めています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

報酬単価の引き上げ等については国の社会保障政策に関する事であるため、市としては要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対処していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

報酬単価の引き上げ等については国の社会保障政策に関する事であるため、市としては要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対処していきます。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意接種に対する助成については、国や近隣の動向を注視し検討していきます。

子どものインフルエンザについては、ワクチンの供給状況を踏まえて実施に向けて検

討してまいります。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌ワクチンの一部負担金は、財政状況が厳しいため現行の2,000円を引き下げるることは、困難です。

任意予防接種費用助成については、引き続き実施してまいります。

また、2回目の接種については、過去に自費で接種された方のうち、1回目の接種から5年以上経過している75歳以上の方が希望された場合には、副反応の状況を説明した上で、任意接種の助成事業の対象としております。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診を公費助成で1回実施しております。2回への拡充については、国の補助制度の動向なども含め、近隣の状況をみながら今後の課題とさせていただきます。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

今年度より、妊産婦歯科健診の対象を産後1年未満の産婦まで拡大し、妊産婦歯科健診として公費助成で1回実施しております。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

母子保健及び健康増進事業に関する歯科事業に対応するため、保健センターに歯科衛生士を非常勤で2名配置しております。引き続きこの体制を維持してまいりたいと考えます。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】

江南市議会令和元年6月定例会において、江南市議会議長あてに「後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書」が提出されましたが、採決の結果、不採択とされたところです。国の施策に基づいており、市としても意見書等の提出は困難と考えます。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】

機会をとらえて、要望していきます。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

江南市議会令和元年6月定例会において、江南市議会議長あてに「公的年金制度の改善を国へ求める請願書」が提出されましたが、採決の結果、不採択とされたところです。国の施策に基づいており、市としても意見書等の提出は困難と考えます。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。

【回答】

国庫の負担増に関しては、市長会を通じて国へ要望書を提出していきます。労働者の待遇改善につきましては、国より介護職員待遇改善等事業が行われています。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

機会をとらえて、要望していきます。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】

市長会、県市懇談会等を通じ、要望していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県市懇談会等の機会をとらえて、要望していきます。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【回答】

県市懇談会等の機会をとらえて、要望していきます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

県市懇談会等の機会をとらえて、要望していきます。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

県市懇談会等の機会をとらえて、要望していきます。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

平成30年度から国民健康保険制度は県単位化され、県が財政運営の責任主体となって制度の安定化を目指すこととなったため、県から各市町村への補助金の復活は困難であると考えます。

以上